

國學院大學學術情報リポジトリ

有機農業運動の新段階：
「提携推奨プログラム」とPGS導入の実践的課題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 久保田, 裕子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001666

國學院大學経済学研究 第47輯 (2016年 3月)

〈調査研究報告〉

有機農業運動の新段階

— 「提携推奨プログラム」とPGS導入の実践的課題—

久保田 裕 子

も く じ

はじめに

- 1 「提携推奨プログラム」の概要
 - (1) 「提携推奨プログラム」の目的
 - (2) 「提携」の共通理念の抽出
 - (3) 「提携推奨プログラム」のしくみ
 - (4) 「提携推奨」の対象となる「提携」の要件
- 3 有機農業生産についてのPGS認定の導入
 - (1) PGSの定義と特徴
 - (2) 有機生産基準に基づく確認
- 4 「提携」の実体と実際の明瞭化
 - (1) 「提携」の実体
 - (2) 「提携」の実際
 - (3) 「提携」消費者団体の取扱品目
 - (4) 「提携」による農家経営の類型
- 5 「提携フォーラム」の開催
- 6 IFOAM第3局面の有機農業運動と「提携」運動
 - (1) IFOAMとの連携・初期の頃
 - (2) IFOAM「オーガニック3・0」と日本の「提携」運動

おわりに

キーワード 有機農業 「提携」(産消提携)
 PGS (参加型保証システム)
 CSA (地域支援型農業) IFOAMオーガニック 3・0

【要旨】

有機農業運動では、大企業優先のグローバリズムへの対処が喫緊の課題となっている。日本有機農業研究会は、1970年代から「提携」(産消提携)により各地で有機農業運動に着手し、各地に有機農業を定着させてきた。海外では、アメリカで1980年代半ばから「提携」と同様の理念・方法をもつCSA(地域支援型農業)をはじめ、フランスでのAMAPなど十数か国で同様の動きが盛んになっている。同時に、2000年に入ってIFOAM(国際有機農業運動連盟)が開発したPGS(参加型保証システム)も連携した動きになっている。そこで、日本有機農業研究会は、これまでの「提携」40年にわたる実績を踏まえ、積極的に「提携」をアピールし、有機農業運動への参加を促す「提携推奨プログラム」の取組みを始めることにした。本稿は、その「提携推奨プログラム」の概要について述べ、合わせて、この取組みは、IFOAMオーガニック3・0(有機農業運動の第3局面という内部討議ペーパー)とも連動した動きになると位置づけている。

大企業優先のグローバリズムにより農業や地域社会に危機が迫る中、有機農業運動においても、このような大きな政治経済変動への対処が喫緊の課題となっている。日本の有機農業運動の草分けである日本有機農業研究会は、1970年代から「提携」(産消提携)により各地で有機農業運動に着手し、各地に有機農業を定着させてきたが、全体からみるとまだまだ少ない。そこで、今の困難な時代に、有機農業運動とりわけ「提携」運動は、多様な問題に解決の道を与えるものであるという考えから、会の活動として「提携推奨プログラム」の取組みを始めることにした。この取組みは、これまでの「提携」40年にわたる実績を踏まえ、積極的に「提携」をアピー

ルし、有機農業運動への参加を促す活動である。そのため、「提携」活動について、より明瞭な定義や説明が求められている。日本有機農業研究会は「提携推奨プログラム」と「提携フォーラム」の実施の中でそのあたりを整理したいとしている。また、世界の有機農業運動をみると、IFOAM（国際有機農業運動連盟）は、「オーガニック3・0—新しいパラダイムの創造・有機農業運動の第3局面」という内部討議ペーパーを出し、現在、第3の局面に立ち至っており、これからは質的、面的に有機農業運動を高め、ニッチ（すきま産業）ではなく、メインストリーム（主流）にしていくべきだという主張をしている。その運動の方向性には、小規模農家擁護、そして「提携」と同様の理念・方法をもつCSA、参加型保証システム（PGS）などがあがっている。日本有機農業研究会の「提携」運動は、そのような国際的な運動と連携をとりながら、今後、重要な役割を果たしていくべきであろう。

はじめに

大企業優先、貿易優先のグローバリズムは、農業や地域社会の崩壊を危惧させるほど深刻な影響を及ぼしている。加えて、TPP（環太平洋経済連携協定）の大筋合意（2015年10月）が報じられ、食の安全・環境・健康や保険制度など、社会のしくみそのものに対する深刻な影響も懸念される。筆者がこの間、大学院特定課題研究⁽¹⁾の調査研究対象としてきた有機農業運動においても、このような大きな政治経済変動への対処が喫緊の課題となっている。

海外の有機農業運動に眼を転じると、この10数年の間に、日本の「産消提携」（生産者と消費者の提携／「提携」）と同様の理念・方法をもつCSA（Community Supported Agriculture、地域支援型農業）（フランスのAMAP（家族農業を守る会）、イタリア Reciproco など、数十か国にそれぞれの呼び名で存在）の広がりがめざましい。世界の有機農業運動団体が結集している国際有機農業運動連盟（IFOAM-Organics International、以

下、IFOAMと略す。)も、2000年代に入ると、有機農業の世界でも大規模化、企業集中による大企業による支配が起き始めたことから、アフリカ、アジア、南米などでの農村の貧困問題、地球大の栄養不足問題などについて関心を寄せるようになり、それらの課題の解決策として地域の小規模の農家・農民による有機農業の普及に重点を移すようになった⁽²⁾。

それまでIFOAMが力を入れてきたのは、有機農産物等の生産・加工基準の策定、国連関連機関や各国政府などへの国際間で整合性をもつ有機基準制定の働きかけなどが優先課題であった。その間にももちろん、途上国での普及活動やフェアトレード・社会的公正の条項の有機基準への組み入れなどの課題にも対応してきてはいた。だが、2004年にアルゼンチン出身のIFOAM副会長ピボ・レノルドが「世界の半数以上の有機農家は第三者認証制度を使っていない。小規模農家の手に届く表示認証制度を！」と呼びかけて、小規模農家と地域に焦点を当てた「参加型保証システム」(Participatory Guarantee Systems 以下、PGSと略す。)の策定開始は大きな画期となった。2005年世界総会での会長・事務局長の交代を経て全体の組織構成や有機等の基準の位置づけを再編するなどの見直しを行い、南米アグロエコロジー運動や各地のCSA運動などとの連携を強めている。

日本の「提携」活動は、すでに1970年代に世界に先駆けて急速な発達が見られ、その理念と方法は「生産者と消費者の提携の方法について」(提携10原則、提携10か条と略すことが多い。)として日本有機農業研究会(1971年設立、2001年NPOに移行。)によりとりまとめられ、内外の有機農業運動に影響を与え、世界的にみれば第3の潮流をつくってきた⁽³⁾。

日本の有機農業運動は欧米に遅れて始まったが、欧米の有機農業運動が土壌の肥沃度の低下や流亡などの主に生産者の農業技術面から始まったのに対し、日本では1960年代を通じた高度経済成長による公害・環境破壊・食品公害などが社会問題となる中で、それらの問題に敏感に反応した消費者(特に、子どもの健康な成長を願う母親たち)が生産者と協力し、消費者も共に有機農業運動を担うことで進められてきた。その過程で、運動の

かなり初期の段階から、協力して有機農産物の新たな「もう一つの流通」（産消提携フードシステム）をつくり出しながら、相互の協力（自主的な配送、消費者の援農・縁農など含む）、交流、学習を重ね、相互の信頼を基盤とする「食と農のコミュニティ」（生命共同体）をつくり出し、「提携」を基軸とする有機農業運動を形成してきた。

その後1980年代後半から2000年代にかけては、日本国内では「提携」から派生した宅配事業や生協産直による取組み、有機JAS検査認証制度の導入による一般的な店舗での販売などにより有機農産物流通が多様化すると共に、それまでの「提携」活動の主な担い手であった「主婦」層の女性の就労状況の変化や高齢化などの影響で当初のスタイルを保持する「提携」団体への参加者は減少し、流通側面での相対的地位が低まるにつれ、「提携の停滞・低迷」もいわれるようになっていた。

だが、今日の新たな段階のグローバリゼーションの世界的な動きの中で、農業・農村の危機に対抗するには、よりいっそう強く「提携」や有機農業を打ち出す必要があると考えた日本有機農業研究会は、今こそ40年にわたる「提携」の実績をより明瞭な形で打ち出す取組みをしようと、「提携推奨プログラム」に着手することになった。

期せずしてIFOAMは、上述の経過を踏まえて、「オーガニック3・0—新しいパラダイムの創造・有機農業運動の第三局面」と題する関係者向けの討論のためのペーパーを発表し、IFOAM会員に広く議論の場に加わるよう呼びかけている（後述）。

IFOAMが提起している第3局面の運動の方向付けには、小規模農家、家族経営農業、CSAやPGSなどがIFOAM有機農業の原理として掲げる「エコロジー」「ケア」（環境配慮、次世代への配慮など）などに見合う課題としてあげられている。日本有機農業研究会のこのような取組みは、世界のこのような動きとも連携して、CSAや「提携」がグローバリゼーションに対抗する地域再生の動きをつくり出す力になっていくだろう。

本稿では、この日本有機農業研究会の「提携推奨プログラム」の概要を

把握し、今後、課題となってくる「提携」の理念と実践についての明瞭化、PGS（IFOAMの参加型保証システム）導入に伴う課題などについて述べておきたい。

なお、本稿では、「提携」とは、有機農業運動において使われている用語で、「有機農業の共通の理念に向かって、農家（生産者）と都市生活者（消費者）が共に学び支え合う相互協力・信頼関係のもとに、生命・生活の糧である食べもの（農畜産物等）をつくり・はこび・たべる継続的な取組み」としておく。この定義は、日本有機農業研究会が提携推奨プログラムを実施していくに当たって、同会理事会が2015年5月に暫定的に決めたものである⁽⁴⁾。

ちなみに、「提携」という用語は、先に述べた「生産者と消費者の提携の方法について」（提携10原則、提携10か条）における「提携」であり、日本有機農業研究会がほぼ当初から提唱した協同の精神に則って、各地で起きた有機農業運動や生協運動の実践を背後にもつ歴史的・社会的な用語である。1980年代に学術報告において保田茂（現在、神戸大学名誉教授）が運動実態を踏まえて「産消提携」という用語を使ったことから⁽⁵⁾、公式の場では「産消提携」が使用されている⁽⁶⁾。日常的には「提携」と呼ばれることが多いので、本稿では、「提携」とし、引用元の資料で産消提携と使われている場合などはそのまま産消提携を使った。

本稿執筆に当たり、NPO法人日本有機農業研究会が貴重な場を与えてくれたことに感謝を申し上げたい。なお、本稿において、意見や見解に関わる部分については、同研究会の見解を示すものではなく、筆者個人のものであることをお断りしておく。本稿では、敬称を略させていただいた。

1 「提携推奨プログラム」の概要

(1) 「提携推奨プログラム」の目的

日本有機農業研究会（以下、日有機研と略す。）が取り組もうとしている「提

携推奨プログラム」は、消費者（消費者団体）が、「提携」をする農家・農家団体を会（日有研、消費者の所属する会）の外に向かってその存在をアピールして、「提携」や有機農業運動に加わる人たちをふやしていこうというものである。これまでも、いわば会員獲得の活動は、各団体により幅広く行われてきた。その意味では真新しいものではないが、日有研としては、会としてのアイデンティティを伴う「提携」を明瞭な形で打ち出し、それを行っている農家・農家団体を認定し推奨するという、初めての取り組みである。

認定の対象は、農家・農家団体など、「人」である。この点も、一般に有機の認証などで行われているのは、農産物というモノであり、それを栽培する圃場（田・畑）の認定であることに比べると、やはり、初めての取り組みであるといえよう。

2014年2月の提携推奨プログラムに関する日有研文書では、次が目的とされている。

「消費者がより速やかに、日本有機農業研究会の提携有機農家やその農産物にアプローチできるようにするためには、より多くの広報や情報提供が必要である。それをより具体的に、しかもわかりやすく行うことも一般消費者から求められている。そのため、日本有機農業研究会として、一つは、日本有機農業研究会の「提携」農家・「提携」グループであること、もう一つは、「提携」農家・グループであり、かつ「有機農家」であることについて、一定の諸要件と手続きを明らかにし、該当する農家・団体及びその農産物等の推奨をしていくことを目的とする。」

その後、植田劬（使い捨て時代を考える会相談役・日有研幹事）の論考「日有研40年の実績の上に未来を拓きたい」（第43回日本有機農業研究会通常総会資料に掲載、2015年3月）などの具体的な提案があり、次のように書き改められた。

＜「提携推奨プログラム」の目的＞

○広く人々に、有機農業運動への参加を呼びかける。

有機農業運動は、生き方や人と人とのつながり、前向きであたたかい気持ちを重視する豊かないのちとくらしを社会的な広がりの中で追求するもので、「流域自給」「産消提携」「有機農業」を柱としている。

○多くの一般消費者に、有機農業の「産消提携」があることを知らせていく。

多方面から有機農業の振興が求められているが、農産物だけに着目したり物が先行するのではなく、本来の農業（有機農業）をこの社会に着実に根付かせていくには、日本有機農業研究会が設立当初に掲げた理念を踏まえ、この40年余を歩んできた産消提携を基軸とした取組みがだいじであるという観点から、有機農業の産消提携を人々（特に消費者）に知らせ、参加を呼びかける。

○若い農家や新規参入・有機転換農家を支援していく。

志をもった若い農家や新規参入・有機転換農家が持続性のある農業を継続できるように、産消提携を基軸とした取り組みと日本有機農業研究会の活動を通して応援していく。

○日本有機農業研究会の産消提携団体、産消提携有機農家やその農産物などについて、より多くの広報や情報発信を行う。

より具体的に、しかもわかりやすく広報・情報発信を行い、産消提携消費者・産消提携農家を日本有機農業研究会として応援していく。

○日本有機農業研究会の「提携ネットワーク」（2004年に相互の会員交流のため発足）を拡充・活用していく。

○以上の諸目的を達成するため、消費者・農家及び関係者と日本有機農業研究会が協力して、産消提携消費者団体・産消混合団体などの消費者が存在する「日有研会員団体」（消費者会員団体）が、「信頼」一顔のみえる、話のできる関係、友好的な人と人の有機的な関係を築き、継続的に農畜産物の取扱いをしている産消提携農家・農家団体（日有

研会員・団体会員)を、推奨する活動を行うことを目的とする。

これにより、「提携推奨プログラム」の目的が広がり、同時に「提携」の性格付けもできるようになった。「提携」とは、これを踏まえれば、簡潔に次のような表現であらわすことができるであろう。

食と農の「提携」とは：

生産者・消費者が直結し、協力して、「信頼」一顔のみえる、話のできる関係、友好的な人と人の有機的な関係—を築き、(収穫とリスクを分かち合い、)継続的に農畜産物の取扱いをすること。

後述するが、「提携10か条」の第1項に書かれているのは、「提携」の「本質」の規定である。そこでは、「提携」の本質は、「人と人との友好的な付き合い関係」であり、「相扶け合う関係」であると記されている。抽象的であるが、「提携」の取組みは、農家(生産者・生産者団体)と都市生活者(消費者・消費者団体)が文字通り自然人として、一方は働き・つくる人として、もう一方は都市に住み・食べる人として、それぞれ立場は異なるとしても同じ社会・地域で生きている人と人として手を結び、協力してつくり・はこび・たべるという一連のしくみを、できるだけ自分たちの手でつくりだしていこうという取組みであるといえる。そして、それを安定して持続させていこうという共通の意思と実践が「信頼」を育むといえよう。

有機農業は、農業が“有機”になるだけでなく、「人と人のつながりが有機的になること」ともよくいわれる。生産者と消費者が直結し、協力することで、顔のみえる、話のできる場がつくり出され、「有機的な人間関係」が現出する。コミュニティ・地域社会というのは、まさに人々の相互の有機的なつながりで成り立つのである。

「提携」と同様の理念・方法をもつ取組みはアメリカではCSA(コミュニティ・サポーテッド・アグリカルチャー)と名付けられたが、ここでの

コミュニティとは、単なる地域を意味するだけでなく、人々のつながりで形成されるコミュニティという意味合いも込められているだろう。

「提携」は、食べ物を商品としてお金と需給関係という無機的なメカニズムの中に投げ込むのではなく、それ自体の価値をそのまま手渡していくことで、表面からはお金での売買取引と映るが、そこに込められた意味合いは、単なる売買関係を越えたものになっている。

日有研の会員団体が取り組んできた「提携」は、40年に及ぶ実績によって、細部では多様性はあるものの、「提携」を「提携」たらしめる具体的な方法や考え方が積み上げられている。「提携推奨プログラム」では、そのような様々な場面に必要な智恵や考え方も明らかにし、幅広く共有していくことになるだろう。

(2) 「提携」の共通理念の抽出

次は、日有研が理念として参照しているものである。原文は日有研のホームページで入手できる。

「日本有機農業研究会結成趣意書」1971年10月16日

これは、根本的変革を説く、現在そして未来をも見通す展望をもつ。現状の農業を「近代化農業」の文脈で捉え、その農法を根本的に改め、伝統的農業に一旦立ち返り、自立した農家による本来の農業に発する未来へ向けた永続的な農業（農法）の確立をめざす。同時に、現状の食生活のあり方を見直し、農と食の有機的なつながりの構築を説く。

「生産者と消費者の提携の方法について」（提携10原則、提携10か条）
1978年

生産者と消費者の「提携」の基本理念として、参照されてきた。第1条に、「提携」の「本質」が記されている。

「提携」の「本質」とは、「単なる物の売買関係ではなく、人と人との

友好的付き合い関係」であり、「生産者と消費者が生活の見直しに基づき、対等の立場で互いに相手を理解し、相扶け合う関係」である。

つまり、「提携」の本質とは、関係性であり「つながり」であって、今日の市場経済における商品取引一般とは異なるという含意である。

2条以下は、互恵に基づく価格の取り決め、自主的な配送、全量引取り、援農、学習による反公害の農業や暮らし方の追求を通して、生産者・消費者が協力して、有機農業を進める上での留意点が述べられている。この10か条は、1970年代初頭から始められた各地での試行錯誤の実践の成果を、実践者が集まり検討してつくったもので、「これは机上の空論でなく実践に裏づけられた指針」⁽⁷⁾となっている。生産者・消費者が有機農業への農法の転換という当時の生産者にとって未知の試みへの挑戦を消費者側からいかに支えていくかの指針ともいえる。なお、公表時（『土と健康』1979年2月号）には、一楽による解説が付されている。

「有機農業のめざすもの（10項目）」 1999年

日有研は、有機農業の特に農業技術面での農法について、その理念を同じくするIFOAMの基礎基準ガイドラインを参照しながら日本の有機農家が参画して日本における有機農業の実績を踏まえた「有機農業に関する基礎基準」を1999年に策定した（その後、有機農産物JAS規格が2000年に告示されたので、それを加味して同水準以上になるように整合性を取り2000年に改定。その後、さらに遺伝子組み換え作物について利用制限。）この「有機農業のめざすもの」は、同基礎基準の冒頭に掲げられているもの。IFOAMが当時有していた有機農業の原則も参照しているが、「地域自給」「提携」や「生命尊重の社会をつくる」などは日本独自のものとなっている。

各項目に説明が付されているが、項目は次のとおり。

1. 安全で質のよい食べ物の生産／2. 環境を守る／3. 自然との共生
- ／4. 地域自給と循環／5. 地力の維持培養／6. 生物の多様性を守る

／7. 健全な飼養環境の保障／8. 人権と公正な労働の保障／9. 生産者と消費者の提携／10. 農の価値を広め、生命尊重の社会を築く

これらの他、IFOAMの「有機農業の定義」(2008)、「IFOAMの有機農業の原理」(2005)も、いずれも単に農業技術だけではない生物の生命の自然循環や暮らしと自然など幅広い内容を含んだものとなっている。

また、URGENCIの第6回国際シンポジウムは2015年11月、中国・北京市で開催されたが、その折に、URGENCI総会では、次のようなCSA憲章(6項目)が提案され、採択されたという。日本の提携10か条をはじめ、各地の提携・CSA等の団体はそれぞれの憲章を有しているが、それらを見ると、その国・地域の文化的な差異はあるものの、共通の考え方が浮かび上がってきた。その基本的な共通項をとりまとめたとのことである⁽⁸⁾。

これは、日本の提携10か条から敷衍したものもみられ、「提携」の共通項に採り入れるには有力候補であろう。ただし、日本語にしたときのバランスは若干よくない。筆者による仮訳を付した。

- ・ Mutual assistance and solidarity- direct connections and shared risk between farmers and their customers

相互扶助と連帯—農家と消費者間の直接連繋とリスクの分かち合い

- ・ Agroecological farming methods (sometimes requiring organic certification),

アグロエコロジカルな [自然生態系重視の] 農法 (有機認証が求められることもある)

- ・ Biodiversity and no GMOs,

生物多様性を重視、遺伝子組み換え作物拒否

- ・ High quality, safe food that is accessible to as many people as possible with prices that are negotiated and fair to producer and consumer,

生産者と消費者が話し合って決める、生産者・消費者に公正な、より多

くの人々が得られる価格での品質の高い、安全な食べもの

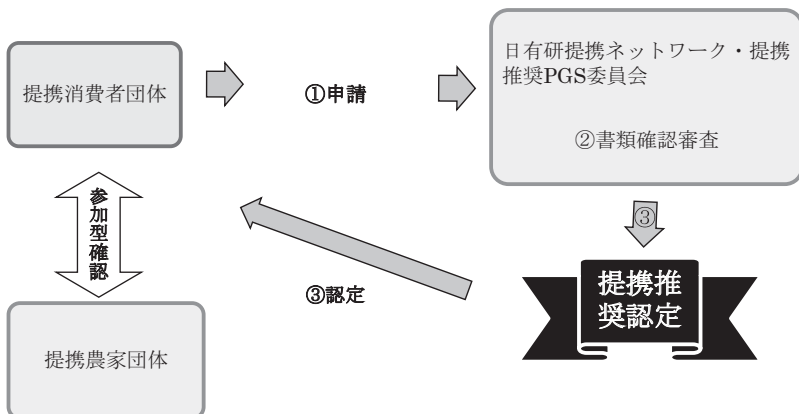
- ・ Popular education about the realities of farming,
農業の現実についての幅広い学習
- ・ Continual improvement.
理想に向かって漸進

(3) 「提携推奨プログラム」のしくみ

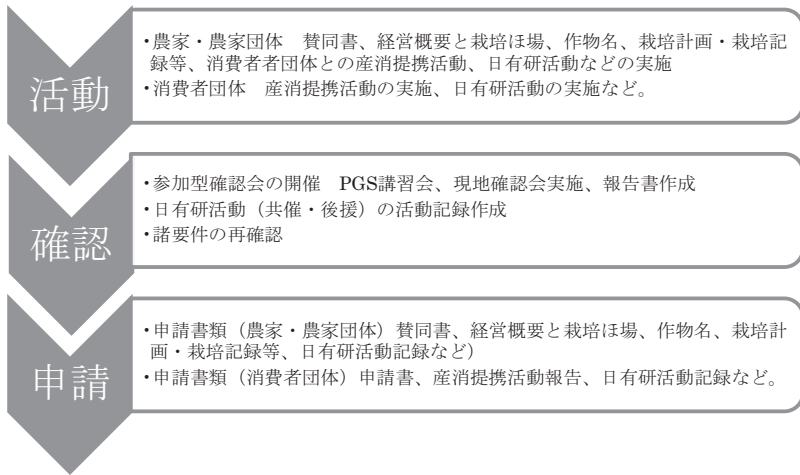
次に、模式図を参照しながら、しくみと手続きをみてみよう。

- ①「提携消費者団体」等は、関係する「提携農家」等を訪問し、「提携推奨プログラム」の「参加型確認」(PGS) の手順 (模式図2) に沿って、確認を実施し書類を作成する。
- ②所定の書類を「日有研提携推奨 PGS 委員会」に提出 (認定申請) (模式図1)。
- ③PGS委員会が書類を審査。必要に応じて、申請者からヒアリング。
- ④PGS委員会は、認定基準・審査要領に基づき (当面、暫定基準に経験則を付加)、判定を決定する。
- ⑤PGS委員会は、判定結果を日有研提携ネットワーク (運営委員会)、

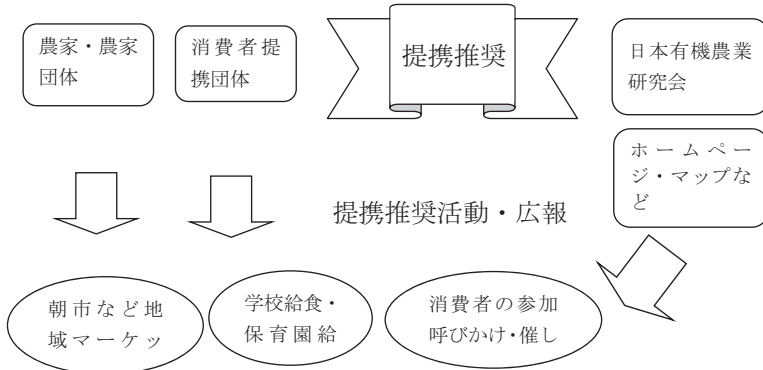
模式図1 申請から認定まで



模式図2 提携消費者団体の参加型確認（PGS）の手順（有機確認を含む場合）



模式図3 提携推奨と推奨・広報活動



日有研理事会に報告する。

- ⑥日有研は、PGS委員会を通して「提携推奨」認定を申請者に発行する。
- ⑦申請した「提携消費者団体」等は、認定証の利用規程に沿って、認定証を活用した提携推奨の活動を実施する（模式図3）。

「提携推奨」の対象となる「提携」の要件

推奨する「提携」に関して、次のような内容となっている。

- ①-1 「提携」を推奨する主体は、基本的には「消費者団体」である。
- ①-2 「産消混合団体」（産消混合生協等を含む）など、消費者が存在する団体である。
- ①-3 消費者が個人であり、特にグループを形成していない場合、「提携ネットワーク消費者委員会」（仮称）が肩代わりする。その要件は別途定める。
- ②「提携」を推奨する主体は、いずれも日有研会員団体である。
- ③-1 「提携」活動団体であることは、原則的には日有研の「提携ネットワーク」（2004年発足）に規定する「提携」であること。
- ③-2 「提携」活動団体であることの諸要件は、③-1を補足するものとして別途定める。
- ④-1 「提携」を行う「提携農家」「提携農家団体」であることの諸要件は、別途定める。
- ④-2 推奨される「提携農家」「提携農家団体」は、いずれも日有研会員である。

第一ステップの諸要件

提携推奨の対象となる「提携農家」「提携農家団体」及び申請主体となることのできる「消費者団体」等については、当面、第一ステップとして、次の要件を満たしたものとする。

ア 推奨の主体となることのできる「提携消費者団体」とは

消費者団体・グループの規模など

- ①地域でつくる個々の消費者（世帯）のグループ、団体
- ②一定程度までの規模の生協を含む（会員数1万人くらいまで）
- ③一定程度までの規模の産消混合生協を含む（会員数1万人くらいまで）

④産消で組織する流通専門事業体を含む。なお、この場合、供給先消費者会員数1万人くらいまで

個々の消費者

①消費者が個人であり、特にグループを形成していない場合、「提携ネットワーク消費者委員会」（仮称）が肩代わりする。

※会やグループを形成しないが、じかに農家と交流する機会や農場訪問などの機会があること。たとえば、①直接、農家が配達し、顔を合わせる機会がある、②消費者が参加できる農家主催の収穫祭、見学会、学習会などが行われているなど。

イ 推奨の対象となる「提携農家」「提携農家団体」とは 経営主体

①家族農業／家族経営農家・小規模農家（個々の農家）

②①を基礎とする小規模経営体（組合、法人など）

③①②を基礎とする小規模の農家グループ（複数の①②で構成する組合、団体など）

※なお、「農家」とは、耕地面積10アール以上、年間15万円以上の農畜産物販売額がある世帯をいう。（参考・「有機農業基礎調査」（MOA文化事業団、2011）による。農業統計では、「販売農家」は30アール以上、50万円以上。それ以下は、「自給的農家」）

④生産者農家（①②）が参画する産消混合生協（めやす 会員数1万人くらいまで）

流通の範囲、経路など

①地域流通／ローカルマーケットを主としている

②最大、国内を範囲とする

③（1）で規定する農家等から直接※、消費者（3で規定）へ供給している

※1 産地での農家グループでの集荷・出荷・配送、消費者団体等によ

る集荷・出荷・配送を含む。

- ※2 一定程度までの規模の生協を含む（会員数1万人くらいまで）
- ※3 一定程度までの規模の産消混合生協を含む（会員数1万人くらいまで）
- ※4 産消で組織する流通専門事業体を含む。なお、この場合、供給先消費者会員数3千人くらいまで。
- ※5 物理的な配送に、宅配便などの利用を含む。

ウ 日本有機農業研究会の活動への参加についての要件

推奨の対象となる農家・農家団体、及び推奨する消費者団体等は、提携活動に関わる学習・教育活動、交流活動を重視して活動していることも要件の一つである。その場合、日有研の活動に参加・参画することが望ましい。要件として次をめやすとする。

- ①日本有機農業研究会が主催・共催する活動、たとえば大会、セミナー、シンポジウムなどに参加している。
- ②当該団体が行う集会・交流会等を日本有機農業研究会の共催、後援などで、地域での日本有機農業研究会活動として位置づけている。
- ③特に、日有研が各地での開催を呼びかけている「提携フォーラム」に参加・参画している。

なお、「提携フォーラム」は、後述するが、「各地の提携団体をはじめ、有機農家、市民消費者、新規就農者、生協などが集い、食と農のつながり—生産者と消費者の提携（生消提携、産消提携、提携）をいっそう広げるために、未来へ向けて話し合う広場」と日有研は位置づけている。

※要件としては、①②③を合わせ、年間2回以上とする。

3 有機農業生産についてのPGS認定の導入

(1) PGSの定義と特徴

「提携推奨プログラム」の基本的なねらいは、「提携」にあり、生産者・消費者の間の情報交換が十全にできていれば、栽培方法の基準やその適合確認は必要ないという考え方もある。「提携推奨」は、暮らしの基盤に農と食のつながりを置く人々をふやそうという活動であり、「有機マーク」を見て買うだけではない人をふやそうという試みであるともいえる。だが、模式図3にあるように、地域での「提携」活動の拡充には、地域のファーマーズマーケットやマルシェ、地域の保育園・幼稚園、学校・病院・施設などの給食などへの働きかけ（「提携」のすすめ）が必要であり、その場合、有機栽培等に関する確かな情報提供も必要になってくる可能性が大きい。現行の有機表示制度（JAS検査認証制度）が強制認証を伴うものであることの影響を少なからず受けるためである。

そこで、このプログラムでは、希望する団体・希望する生産者等には、IFOAMの参加型保証システム（PGS）を積極的に活用した「PGS」を、次のようなしくみで行うことにしている。なお、PGSについては、IFOAMのウェブサイトから入手できる日本語資料もあるので、ここでは簡単に述べておく。

PGSの定義

IFOAMのPGSの定義は次のようである。

「参加型有機保証システム（PGS）は、地域に焦点を当てた有機農産物等の品質保証システムである。それは、信頼、社会的なネットワーク、知識の交換・生消交流の基盤の上に、消費者等の積極的な参加活動に基づいて、生産者を認定する。」

（原文 英語）

Participatory Guarantee Systems are locally focused quality assurance systems. They certify producers based on active participation of stakeholders and are built on a foundation of trust, social networks and knowledge exchange.

PGSの要素と特徴は、次のような項目について記述されている。

IFOAMは『IFOAM・PGSプロシユア』（リーフレット）にも図示されている。

PGSの要素（Key Elements）

①共通ビジョンの共有、②参加型、③透明性、④信頼＝尊敬に基づくアプローチ、⑤永続的な学習過程、⑥対等性

PGSの特徴（Features of PGS）

①基準・規則は、民主的PGSの過程を経て関係者によりつくられるものである、②草の根組織、③小規模農業にふさわしい、④原理と価値は、農家の生活と福祉を高める、⑤文書管理のシステムと手続きを定めている、⑥基準・規則を農家が順守していることを検証するメカニズムである、⑦農家を支えるしくみである、⑧基準・規則に同意することを示す「農家の宣誓」を行っている、⑨有機であることの証明となるシール・ラベル表示を行える、⑩基準を順守しない農家に対する規定をもつ。

このような文書にも、PGSは「認証制度を超えるもの」、「地域の力、知恵、地域経済の発展を強める」と言及されているように、PGSは有機農産物を求める消費者に信頼性の高い保証を与える点で第三者認証制度と目的は同じであり、両者の違いはアプローチの違いによるものであるが、単なる農産物に付けるシール・マークの発行に留まらないものであることが強調されている。

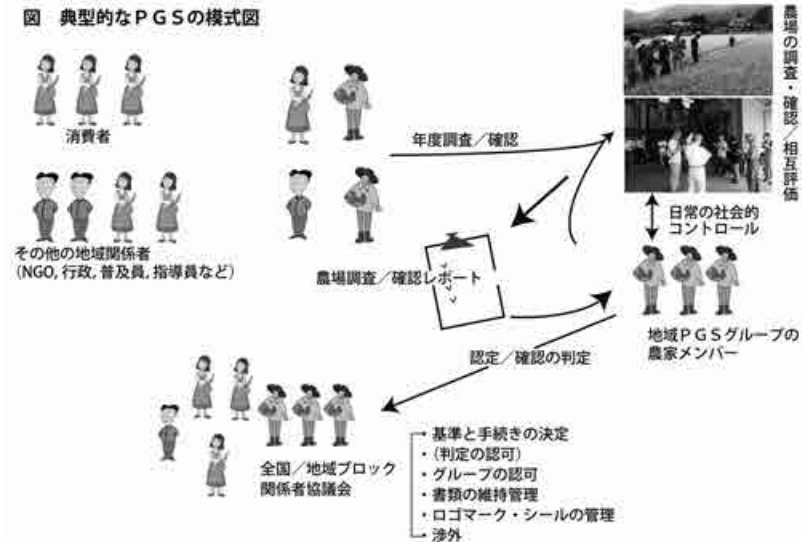
つまり、この参加型のPGSには、地域の農家、消費者が実践的な教育過程に共に携わり、直接取引や地域市場の場づくりへの参加が組み込まれているのである。この点では、すでに「提携」団体の多くが、現地見学会、援農・縁農、作付会議などの多様な催しものを行い、相互の理解と信頼をつくりだしている。PGSの作業内容もこのような交流活動にあい通じるものがある。PGSを採り入れることにより、「提携」活動の実際が明瞭になり、新しい人々が「提携」の輪に入りやすくなる。生産者－消費者のつながりが面的に広がり、地域の農業と暮らしを総合した持続的な社会づくりの足

がかりとなるだろう。

すでに日本でも、独自基準による「二者認証」（正確には、栽培方法や表示についての関係者による確認）は行われている。有機農産物等の専門の流通事業者や生協などが、有機農産物JAS規格ではないにしても、削減すべき農薬などを基準にして、それを使っていないことなどを確認した上で販売に供している。また、PGSの考え方である「参加型」「信頼」とも共通するような、消費者組合員が参加する形での確認会とか監査会などもしくみとして行っている生協もある。

PGSは、「有機」表示・情報提供を行うための確認作業であるという点で、「提携」の日常的な活動で行われている交流目的の産地訪問とは異なる性格のものである。だが、PGSではそのような活動が必須事項として含まれているがゆえに、提携の活動が作り出す相互の理解と信頼が活動に伴って作り出されるものとなるだろう。

IFOAMのPGSは、「これでなければならない」といった、画一的な一つ



のしくみではなく、各地で、各地の状況を踏まえ、多様な方法を編み出して実施していく多様なものであるとされている。実情に沿う形で作りだしていくべきものといえる。

参考までに、PGSの模式図を次に示しておく。PGSの基本は生産者・消費者、及び関係者（NGO、行政、普及員・指導員など）が一緒に現地農場で確認作業を通して教育的過程を共有することであり、現地の確認調査もそれが基本となる。が、IFOAMの『PGSガイドライン』⁽⁹⁾に出されているニュージーランドやブラジル、インドの具体的な事例では、現地の地域の農家グループが基礎単位になり、最低限の要件としては農家グループによる農家同士の相互評価（Peer Review）を必須としている。地域での相互の交流などは、まさに文化、地理的事情によるのであろう。日本においては、消費者の参加は必須とすべきであろう。

（2）有機生産基準に基づく確認

PGSは、「基準認証を超える」と性格付けられているが、そもそもは、第三者認証ではないタイプの生産基準の適合確認やそれに基づく「有機」表示の保証システムということで策定された。第三者認証と違い、その原理を「尊敬・信頼」のアプローチに置くが、基準認証という点では、そのプロセスが異なるということだけである。

したがって、「提携」だけでなく、有機栽培を行っているなどの農業生産の方法についての確認をすることになれば、現状では有機JAS検査認証制度があるので、有機JAS規格を参照することになる。できれば、よりシンプルにし、わかりやすいものにしたほうがよい。

日有研は、NPO有機農業推進協会（有機JAS登録認定機関）とPGS等検討会を内部で開催し検討を重ねてきている。有機農業推進協会は、現行有機農産物JAS規格が定める生産等に関する基準は最低限守るべき水準であることを踏まえつつ、より高次の望ましい水準の方向付けをし、一定程度の達成水準をいわゆる「上乘せ基準」として実施することになっている。「提

「提携奨励プログラム」では、その基準を援用して、すでに日有研が有している「有機農業に関する基礎基準」（1999年策定、2000年有機JAS規格と整合性をもたせ改定）を活用する形で、有機JAS規格よりもやや水準の高い、よりシンプルな基準を設定することを考えている。

- ①米・野菜全般・茶の有機農業生産及び取扱基準
- ②果樹の有機農業生産及び取扱基準、果樹の生産及び取扱基準
- ③畜産の飼養管理及び取扱基準

有機農業の技術水準では、①については、現状はおおむね、有機JAS規格以上の水準に達している提携農家が多い。ただし、②③については、有機農業を理想とする栽培方法、飼育方法とするが、日本の実情を反映させたものになる。

4 「提携」の実体と実際の明瞭化

(1) 「提携」の実体

それでは、これらの「提携」推奨の申請主体となる「提携」消費者団体や対象となる「提携」農家、「提携」農家団体とは、具体的にどのようなものなのであろうか。この対象とする「提携」の範囲をどのように決めるかにより、このプログラムの意味合いも変わってくるであろう。

すでに述べたように、日有研には「提携」40年以上の実績がある。現在はNPOとなった日有研本体が実施してきたのではなく、その会員団体が日有研に集い、交流をし、日有研の結成趣意書や提携10か条を拠り所として、各地でそれぞれの団体を形成し、日有研との横の連携をつくりながらそれぞれの経験を積み上げてきた。1970年代に各地域で形成された団体は、提携実施団体であると同時に地域で地域名を冠した有機農業研究会と名付けられることが多かったので、このような主に「提携」団体を核とする有機農業運動団体の活動を総称して「有機農業研究会の運動」ととりまとめることもできるであろう。

そのような各地の多様な「提携」団体の活動を全体として俯瞰し、その具体的な活動も含めてその共通項を探ると、そこに共通する「提携」の実体が浮かび上がってくる。そのような析出ないし各団体間の経験交流や意見交換などは、特に運動初期は、初めての経験も多いことから、日有研の大会・総会・月例研究会・幹事会などの席でも、また、会誌『土と健康』誌上の座談会というような場でも頻繁に行われていた。

その中で、たとえば、今や農産物に関して有名になったフレーズ「顔の見える関係」や「食と農」というような表現、次にみるような、「提携」を進めるに当たって、消費者が留意すべきことからの標語などができてきた。

「自給する農家の食卓の延長上に都市生活者の食卓を置く」

「間引き菜から臺（とう）が立つまで食べる」

「畑で穫れたものに合わせて食べる」

「提携」では、農家の畑でのつくり方も違えば、運び方も、また、この点が重要であるが、「食べ方」も変わる。あるいは、むしろ、食べ方を変えなければ、畑での多様性（作物文化多様性）を維持し、翌年も有機農業を安心・安定して続けていくことにつながらない。

アメリカ CSA の標語に、「収穫も、リスクも分かち合う」がある。エリザベス・ヘンダーソンの『CSA 市民ガイドーシェアリング・ザ・ハーベスト』⁽¹⁰⁾の表題にもなっている概念である。日本の「提携」運動でも、早くから「提携は分かち合い」という標語がいわれていた。また、カナダでは、CSA は、Community Shared Agriculture の略語であると、「分かち合う」という概念が強調されていた時期もある。日本語では、「相互扶助」「互助」は、よく使われてきた言葉で、「助け合う」「助け合い」なども協同組合思想の流れからだけでなく、広く使われ、なじんできた概念である。コミュニティ、共同体も助け合い、分かち合いの精神で成り立っている。

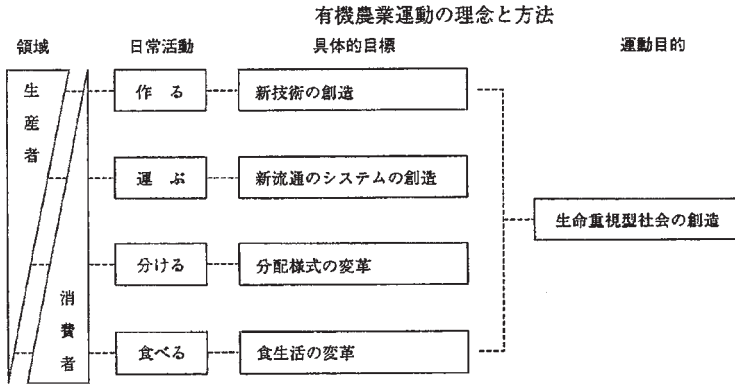
リスクの中でも、気象状況による収穫量の豊凶への対応は日常的に起こりうる通常の姿である。そこで、この種のリスクを一挙に解決するのは

「セット野菜」方式である。「畑に合わせて食べる」・・・これは農家であればごくふつうの当たり前のことであろう。それをほぼそのままの姿で採り入れた。この方式は、必ずしも「提携」の取組みみだけから出てきたのではないかもしれない。早くから、「ワンパック野菜」などがあった。

この「野菜セット」方式は、価格を1ボックス定例価格にすることで、季節や週ごとの多寡が、年間を通してならされるという点でのリスク分散も有している。また、注文では、なかなか名前の知らない野菜を頼まない消費者であるが、セットになっていることによって、農家が育て食べる多種多様な野菜や豆類、その他、庭にある柚やキンカンといった果物に及ぶまで、「農家の豊かな食卓を満喫」することもできる。規模の大きな「提携」団体になると、気象条件で収穫が極端になかった時などに補填したりお見舞いを出すための基金制度を設けているところもある。また、たとえば夏にトマト、キュウリが食べきれないほど穫れてしまうことから、それを加工（ジュース、塩漬けなど）に回したり、自分たちで加工をしたりという、そのような活動を「提携」活動の一環に盛り込んでいるところもある。

いずれにしても、生産者・消費者が直結し、協力して活動することを通して、収穫もリスクも分かち合うことができ、そうした活動が相互の信頼を生んで、継続的な取扱いへとつながっているのである。生産者・消費者は相互にダイナミックな作用を及ぼし、生産から消費にいたる産消提携フードシステムをつくり出している。

このことを、わかりやすい図で示したのは、1974年から兵庫県有機農業研究会、市島町との「提携」に携わってきた保田茂（神戸大学名誉教授）である。保田は、「有機農業とは、近代農業が内在する環境・生命破壊促進的性格を止揚し、土地－作物－（－家畜）人間の関係における物質循環と生命循環の原理に立脚しつつ、生産力を維持しようとする農業の総称」と定義づけた。そして、産消提携については、「生命の相互委託システム」と述べている⁽¹¹⁾。



資料：保田茂「日本の有機農業」ダイヤモンド社、1986年。

(2) 「提携」の実際

次に、上図を参照しながら、提携活動のダイナミックな連携と、その中で獲得された「提携」の智慧・工夫について、みておこう。

提携の方法のポイント

ア つくり方を変える

自給を基礎にした循環的な有機農業

- ・「自営農」・家族農業（小規模、家族経営、地域共同体に所属）
- ・「有畜複合小農」 小頭羽の家畜・家禽 卵・肉類供給、飼料の自給
多品目少量栽培 米麦・豆・イモ・野菜・果樹
- ・“自給する農家の食卓の延長上に都市生活者の食卓を置く”
（農家の豊かな食卓を都市生活者も満喫、多種多様な野菜などを食べる
ことができる）

イ 荷姿・価格決めを変える

無選別・包装の簡略化

- ・大小不揃い、洗わない（洗うところもある）

- ・“間引き菜から薑（とう）が立つまで食べる”
（畑でのロスを最小化、大小不揃い）
野菜セット方式・旬の野菜
- ・“畑で穫れたものに合わせて食べる”（農家の食卓）
- ・季節に合わせた、無理のない栽培（農薬不使用を可能にする栽培）
- ・加温温室等を使用しない

ウ 価格、取引形態などの取り決め

話し合っ価格を決める あるいは、生産者が価格を決める

「継続的な取引」→永続的な営農につながる

- ・（卸売市場のような）市場取引で日々の需給関係で決めるのではなく、生産・生活が継続可能（再生産可能）な価格を、農家自身が付ける（または、消費者と話し合っ価格を決める）

価格付けの方式の例

①セット野菜方式（野菜セット・野菜ボックス）

毎回、同一価格（内容は、その時々にとれた旬の野菜）

毎回の1セット（ボックス）あたりは一定 季節変動があっても、
年間通しての価格が一定 リスク分散・吸収

②事前注文方式

米、果物など 季節が始まる前に、予約注文する

事前に注文だけでなく、前金を払い込む例もある。

③その都度・注文方式

価格付けがその時々で変化（ただし、継続的な取引なので、持続可能）

特に多くとれたもの、季節のもの（例・イチゴ、スイカ、じゃがいもなどを注文する場合に、野菜セットなどと併行して注文販売する例が多い

(この場合、収量の調整役)

オ 運び方を変える (自主配送)

- ・ 中間事業者を入れない、直売・直送方式
- ・ 事例 ・ 生産者が自ら配達

- 配達先
- ① 消費者の配送拠点 (数戸の消費者集団)
 - ② 消費者の仕分け・配送事業所 (消費者団体)
 - ③ 受け取り拠点 (自然食品店など)

- ・ 生産者宅 (農園) に、消費者・消費者団体が取りに来る
- ・ 宅配便を利用 個別消費者に宅配
- ・ 生産者・消費者で自ら設立・運営する事業所が、仕分け・配送
(生産者消費者混合生協、小型の生協、提携団体など)

カ 食べ方を変える

- ・ “旬以外のものをほしからない” (旬のもの、運ばれたもので、献立を工夫)

“自給する農家の食卓の延長上に都市生活者の食卓を置く”

- ・ 生産者・消費者が勉強会・会合などに参加、食・農・環境について、理解を深める
- ・ 生産者・生産地を訪問 農作業を通して、農業 (有機農業) を理解 (縁農)

農村・農業、自然環境、風景・景観に触れ、理解を深める

- ・ 自給・地産地消・身土不二 伝統的な食文化・健康な食べ方、食料主権・食料の自給

(3) 「提携」消費者団体の取扱品目

類型Ⅰ 消費者団体と農家＋農家等

長年にわたる「提携」活動を続けてきている「提携」消費者団体では、当初は野菜のみ、あるいは米、茶のみ、果物、卵など畜産物などの単品の取扱いであったが、調味料なども含め、食生活全般にわたる食料品を取り扱う団体が典型的である。米、野菜のほか、肉・肉加工品、乳製品、加工品など、個別農家、個別の加工会社との個別の取扱いを総合して取り扱っている。

また、1970年代から80年代にかけては、石けん運動が起きていたので石けんを取り扱う団体も多い。

類型Ⅰ



類型Ⅱ 消費者団体と1農家との提携

米と野菜、卵など、総合的な農業を営む農家と、総合的な品目にわたり提携。

類型Ⅱ



類型Ⅲ 個々の消費者と農家

個々の消費者が、個別農家と単品（米、茶、卵、肉類など）で提携したり、総合的な農家（類型Ⅱの図にあるような農家）と総合品目で提携。

類型Ⅲ



(4) 「提携」による農家経営の類型

農家側からみた「提携」経営の類型

類型Ⅰ 農家グループと消費者グループの提携

類型Ⅱ 農家（個人）と消費者グループ

ア 消費者グループ（1つ）

イ 消費者グループと個人消費者

ウ 個人消費者

エ 複合（直送・直接）

消費者グループ・個人消費者
保育園や学校給食

レストラン

自然食品店

オ 複合（事業者経由含む）

有機農産物等流通事業者

自然食品事業者

類型Ⅲ 複合（不特定多数向け）

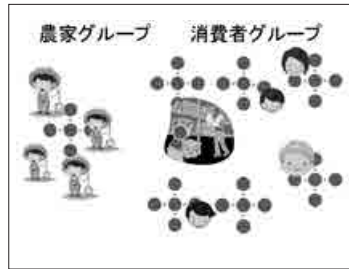
ア 類型Ⅱの事業者経由

イ 庭先販売・自営直売所

ウ 地域などの直売所、朝市・有機市

エ イベント出店（オーガニック・フェアなど）（不定期）

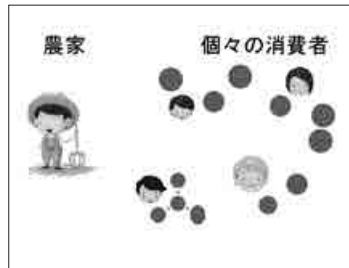
類型Ⅰ



類型Ⅱ



類型Ⅲ



5 「提携フォーラム」の開催

日有研は、「提携推奨プログラム」を進めるためにも、「提携」について話し合う「提携フォーラム」を各地で頻繁に開くことを決めた。「提携フォーラム」は、「各地の提携団体をはじめ、有機農家、市民消費者、新

規就農者、生協などが集い、食と農のつながり—生産者と消費者の提携(生消提携、産消提携、提携)をいっそう広げるために、未来へ向けて話し合う広場」である。

日有研は、これまでも、定例で開催している毎年の全国大会、及びその分科会、夏のシンポジウムなどで「提携」に関する集まりをもってきた。また、他の地域でも、たとえば関西(近畿)では提携団体の集りが開催されていた(一時期途切れていたが、2010年の神戸会議を前に再開)。提携推奨プログラムに着手した後、2014年2月には日有研全国大会総会(岩手大会)の第9分科会「出会う・つながる 共に学ぶ農と自給・環境」で、提携と参加型保証(PGS)をテーマにしたが、同年6月29日に東京で、第一回目となる「提携フォーラム」を開催し、そのような「提携」に関する集まりを「提携フォーラム」と名付けて各地で開催することにした。

2015年2月には京都市で「提携フォーラム in 関西」、8月29日には神戸市で「提携フォーラム in 兵庫」が開催された(この二つは、日有研関西ブロック幹事6名が主催)。

そして、今年の「日有研 夏のシンポジウム」では、第一部で「提携フォーラム—食と農のつながり」が開催され、老舗山形県高畠の提携について、中川信行さんに続き、たかはた共生塾副共同代表で早稲田環境塾講師の吉川成美さんが新たな「青鬼クラブ」の提携を報告した。

2016年2月20日には、「提携フォーラム—国際的広がり」と地域との動き」として、中国・北京市で開催された第6回 URGENCI 国際シンポジウムのようを吉川成美さんが報告、併せて、同国際シンポジウムに参加した IFOAM ジャパン 理事長村山勝茂から、URGENCI や最近の IFOAM の「オーガニック3・0」論議についてのコメントもあった。また、地域での動きとして、神奈川県足柄地域で広がる「『市民農』で『地場・旬・自給』をめざすあしがら農の会の活動」(東京農業大学国際食料情報学部食料環境経済学科准教授吉野馨子報告)、「コミュニティ・サポーター・イノベーション—カナダ・バンクーバー市の都市型 CSA の事例研究より」(東京農

業大学大学院前期博士課程ドゥ・エミ)の報告もあった。

日有研は、今後とも各地の幹事・会員などの協力を得て「提携フォーラム」を開催し、「提携」を様々な角度から話題にして広げていきたいとしている。「提携」について、経験を分かち合い、その姿を表現し、実体・実態を明らかにしていくことで、共鳴者や参加者をふやしていくことに貢献する場になるだろう。「提携」について自由な討論の場としても可能性をもっている。

6 IFOAM第3局面の有機農業運動と「提携」運動の連携

(1) IFOAMとの連携・初期の頃

IFOAMは、1972年にフランスで結成され、現在は100か国以上800団体を超える有機農業団体が結集する国際的な有機農業運動団体である(本部ドイツ・ボン)。IFOAM-EU、IFOAMラテンアメリカ、IFOAMアジアなど、地域団体が組織され、研究団体FiBLEとも連携が深く、また、国連の諮問機関としてFAOをはじめ、コーデックス委員会などにも関わってきた。

「はじめに」で述べたように、IFOAMは、2000年代に入ると、それまでの基準認証制度の整備の活動は残しつつ、活動全体の見直しを行って、組織の再編を行うと共に、その主要な活動の方向を世界の貧困問題、小規模農家の擁護、認証問題ではPGSの策定・普及などに舵を切り直した。世界大でのグローバリズムによる大企業支配が進展する中で、それに対抗するように起きた欧米でのCSA、南米でのアグロエコロジー運動などが台頭する中で、2004年4月にブラジルのトレスで、PGS策定につながる会議が開かれ、その後の2005年の大会で会長、事務局長の交代があり、その方向性は一段と強まった。2011年世界大会の前には小規模農家擁護のポジション・ペーパーを発表、2014年国連家族農業年の年にもアンドレ・ロイ会長は、有機農業が家族農業の未来を拓くと題するメッセージを送ってい

る。

日有研は、早くからのIFOAM会員である。1974年にフランス・パリで開かれたIFOAM第一回世界大会に、日有研創立者一楽照雄が自ら出席している。その後も大会へは派遣を続け、1982年の世界大会（アメリカ・ボストン）には、東京都世田谷区で有機農業を営む農家大平博四が「提携」報告を携えて出席した。大平は、1968年、ビニールハウスを考案した篤農家の父親が農薬中毒で亡くなり、自身も病に倒れたのをきっかけに、有機農業に転換、はじめは近所の人たちに「無農薬」の野菜を配っていた。その近所の人たちから、継続して受け取りたいということで、「提携」団体「わかば会」が生まれた。大平はその「提携」団体の取組みを、「提携10か条」と共にIFOAM世界大会で発表したのである。

その時の聴衆の評価が、その後の『土と健康』（1982年11月号）に、「日本の有機農業運動には哲学がある」と、「国際的な注目を浴び、評価を受け」たことが記録されている。大平の発言が「格別な反響を呼び、休憩時や閉会後に話しかけてくる者が後をたたなかった」と、一楽は「国際的評価に思う 提携の道を拓けよう」（『土と健康』1982年11月号）で述べ、その理由として次のように述べている。

「そのユニークさとは何であるか。彼らによれば『日本の有機農業運動には、他には見られない、一種の哲学がある』と言うのである。それは褒め過ぎの言い方であるが、われわれがかねて、密かに自負してきた特徴的傾向であるところの、生産者と消費者との提携による有機農業の成立は、彼らには全く考え及ばなかったことであり、それが『エコノミックアニマル』人種の日本に存在することに一層の驚異を感じるのであろう」と。そして、このような国際的にも脚光を浴びようとしている「提携」の「道の開拓にこそ、一層の確信をもって努めるべきであらう」と、述べている。

1986年8月には、アメリカ・カリフォルニア州サンタクルーズにおいてカリフォルニア大学との共催で開かれたIFOAM第6回大会では一楽自ら、天野慶之（元水産大学学長、当時、日有研代表幹事）と共に「有機農業運動の提携10原則」（提携10か条）を含む英文資料を携えて出席している。

だが、この時期になると、IFOAMは1982年から始まった世界共通の有機基準策定の方に関心が強まり、一楽が期待したほどの反応は受けなかったようである。

その後、1992年、ブラジル・リオで国連環境開発会議（地球サミット）が開催された年、同地で開かれたIFOAM世界大会には日有研木内知美事務局長、村山勝茂国際部長（当時）が出席、翌年に日本でIFOAM国際セミナーを開催することとして帰国した。日有研が中心となり、1993年8月、埼玉県飯能市（自由の森学園）で後に第一回とされたIFOAMアジア会議が開催された。アメリカでもCSAが発展しつづけており、「提携」は各国での食料自給、食料主権の考えと共にアピールされた。

2004年に結成された「新しいまちとむらの連帯」URGENCI-国際提携CSAネットワークとも日有研は当初から連携を保ってきている。日有研は、極東にあつて日常的な交流こそ太くはなかったものの、IFOAMをはじめとする国際有機農業運動とそれなりに連携し、その中で「提携」や食料自給を主張しつづけてきた。そして今日、次にみるような世界の有機農業運動の大きな転換点に立って、さらに強い連携のきずなを築く時が来たと思われる。

（2）IFOAMの「オーガニック3・0」と日本の「提携」運動

IFOAMは、このほど「オーガニック3・0—新しいパラダイムの創造・有機農業運動の第三局面」（Organic 3・0 The Third Phase of the Organic Movement-The Next Paradigm Affiliate and Stakeholder Consultation 2015/2016 Discussing the Content of A New Landmark to Reposition Organic Inside and Outside the Movement）と題するIFOAM会員と有機農業運動関係者向けの討論のためのペーパー（運動の内外で有機農業を位置づけし直し、新たな運動目標の内容を検討するための議案書）を発表し、広く議論の場に加わるよう呼びかけを行った。これは、呼びかけ文とサマリー（要旨）、25ページからなる本文がついているディス

カッションのための内部ペーパーである。

有機農業運動は、ざっと振り返ると100年に及ぶと、まず有機農業運動を振り返り、まず、1970年代までを第1局面とした。この時期は、先駆者たちが根本的変革の必要に目覚め、活動を開始した。1980年代以降の第2局面では、有機農業について書かれたものや有機農業のしくみが基準として成文化され、後に、規制制度になった。そして、2000年以降の第3局面が今日の段階であり、ここでは、有機農業運動を質的に高め、多面的・多義的に根本から現代の諸問題を解決する方途として従来の有機農業運動の枠を越えて打ち出し、新しいパラダイム（哲学／世界認識の枠組み）をつくりだしていこう、というものだ⁽¹²⁾。

具体的には、第3局面では、「有機農業をニッチ（すきま産業）からメイン・ストリーム（主流派）へと押し出し、いま地球とその生物全般が直面している深刻な課題に対する多面的な解決を与えるものとしてそれを位置づける。それによって、有機農業セクターの新たな共通のビジョンをつくり出し、大きな地球的課題に積極的に取り組んでいくことになるだろう。」と述べて、アンドレ・ロイIFOAM会長、ウルス・ニグリSOAAN*議長、マルカス・アルベンツIFOAM事務局長の3人が、会員・関係者の議論への参加を呼びかけている。（*SOAAN The Sustainable Organic Agriculture Action Network）

IFOAMが提起する有機農業運動の第3局面は、日本における有機農業運動の推移の時代区分とも重なりあう。ただし、日本の場合、IFOAMが第2局面について述べるように、有機基準の策定と第三者機関による認証制度をバネにして量的に拡大を遂げたという性格付けはできないであろう。日本の場合、上向きであることはたしかだが、2010年時点の調査に基づく推計では、全農家数・農地面積の0.5%にも満たない。有機JAS制度による表示にしても、全体の3分の2は、有機JAS認定を取得していないのである。おそらく、「提携」などの生産者・消費者が直結するルート、あるいはそれなりに「顔のみえる」流通の延長上にある取扱いが多いと考えられる⁽¹³⁾。この点でもIFOAMの第2段階と異なっている。

先に述べたように、1980年代にIFOAMでは基準づくりが始まり、日有研から代表参加した西尾昇はそのことを持ち帰ったが、日有研内では無視同然の扱いで、日有研は「提携」をさらに進める道を選択した。日本では、すでに第1局面で、結成趣意書の指針、「提携」の普及拡大による有機農業の各地への定着など、今日を見通す方向性、理念・方法などが打ち出されていたともいえよう。量的拡大というよりは質的高次性を保ちつつ、ゆっくりと成長してきた、そしてグローバリゼーションのいっそうの進展などにより、かねてから提起されてきた様々な問題が改めて根本的な解決へ向けた取組みを迫られる今日の第3の局面に立ち至っているのである。

そうした意味合いで、IFOAMの提起する第3の局面という新しい局面とその課題、課題解決へ向けた方向性を日有研は共有できるであろう。「有機農業」はおおおうにして逆立ちの「高付加価値」「特別の」という位置づけがなされることが多い。今こそ、すべての人々の本来の要求の上に立ち、本来の持続可能な農業として伝統と革新の基盤の上に「あるべき農業の姿」として、有機農業を主流の座に据えていくことが求められる。狭義の農業に留まることなく、有機農業を入り口として、日本有機農業研究会のいう「世直し」・・・多面的・多義的に根本から現代の諸問題を解決する方途としての広義の有機農業運動として、従来の有機農業運動の枠を越えていくべき同じ第3の局面に立ち至っているといえよう。

おわりに

以上のように、大企業優先のグローバリズムにより農業や地域社会に危機が迫る中、日本の有機農業運動の草分けである日有研は、1970年代から「提携」（産消提携）により各地で有機農業運動に着手し、各地に有機農業を定着させてきたが、現在の有機農業の普及度合いは全体からみるとまだ少ない。2010年時点で農家数・農地面積数共に0.5%に満たない程度である。これは、EU平均がすでに5%となり、農業大国フランスが数値目標を

20%としていることや、アメリカにおいてもCSA数が1万件を超える（カウント方法によるが）ことなどに比べると、「遅れている」といわざるをえない。

小規模農家向けのPGSについても、ブラジルは公的に認めて実施しているし、インドでも公的な取扱いができる気配である。膨大な農村における貧困層の存在するこれらの国々の事情と日本はかなり異なるので、PGSについては一概にいえないが、有機農業の発展という点で、意気込みに違いがみえる。

IFOAMは、「オーガニック3・0—新しいパラダイムの創造・有機農業運動の第3局面」という内部討議ペーパーを出し、現在、第3の局面に立ち至っており、これからは質的、面的に有機農業運動を高め、ニッチ（すきま産業）ではなく、メインストリーム（主流）にしていくべきだという主張をしている。その方向付けの中には、CSA／「提携」、PGSもあがっている。とはいえ、IFOAMの文書においては、有機農業運動とは生産者・消費者が協力して“農場から食卓まで”のトータルな食と農のつながり（産消フードシステム）をつくり出す営為であるという観点は希薄である。

期せずして日有研は、今の困難な時代に、有機農業運動とりわけ「提携」運動は、多様な問題に解決の道を与えるものであるという考えから、会の活動として「提携推奨プログラム」の取組みを始めることにした。この取組みは、これまでの「提携」40年にわたる実績を踏まえ、積極的に「提携」をアピールし、有機農業運動への参加を促す活動である。そのため、「提携」活動について、より明瞭な定義や説明が求められている。この明瞭化は、日本有機農業研究会は「提携推奨プログラム」と「提携フォーラム」の実施のなかで進めていくことにしている。日有研は、内外に向けて発信を強め、重要な役割を果たしていくべきであろう。

註

- (1) 平成27年度大学院特定課題研究テーマは、「地域再生（ローカリゼーション）と共

生型社会システム形成に関する学際的研究」である。なお、本稿はその成果報告の一つである。

- (2) CSA、及びPGSの近年の動きについては、久保田裕子「グローバル経済下の有機農業「提携」運動—IFOAMにおけるCSAとPGSの出会い—」『埼玉大学社会科学論集』136号、2012年6月。
- (3) 1971年に結成された日本有機農業研究会は、IFOAMの初期からの会員である。IFOAMは1964年、フランスに本拠をおく「ヨーロッパの有機農業・衛生協会」、通称「自然と進歩」(Nature et Progres)という団体を中心になってつくったことから、1974年11月にフランス・パリでその第10回大会を兼ねたとみられるIFOAM第2回大会が開催された。日本有機農業研究会からは、一楽照雄、若月俊一、松岡信夫、有吉佐和子が参加した。『たべものと健康』(1975年3月号)には、その訪問記が載っている。
- なお、日本有機農業研究会の有機農業運動が第3の潮流をつくってきたことに関しては、久保田裕子「『天地有機』と東西の有機農業運動の源流—日本有機農業研究会の結成と『有機農業』という言葉をめぐる—」『國學院経済學』第56巻第3・4号、國學院大學経済学会、2008年3月。
- (4) 日本有機農業研究会が「提携」の簡潔な定義を決めた背景には、2014年3月に発表された「有機農業基本方針」(第二期)に、日本有機農業研究会などからの要望で、「提携」(産消提携)という用語が採り入れられたということもある。同方針では、「産消提携」について、「農業者と消費者とが農産物の取引に係る事前契約(提携)を行い、その契約に基づき農産物を相対で取引する仕組みをいう」とカッコ書きで定義づけられている。これを含む基本方針をめぐる議論については、久保田裕子「有機農業推進のための『有機』表示と認証をめぐる課題」『國學院経済學』第63巻第1号、2014年10月。
- (5) 飯沼二郎・保田茂『産直—ムラと町の連帯』ダイヤモンド社、1978年、保田茂『日本の有機農業—ダイヤモンド社、1986年を参照。』
- (6) 『有機農産物及び有機農産物加工食品のJAS規格のQ&A』(農林水産省消費・安全局表示・規格課)には、有機農産物JAS規格導入時のJAS法改定(1999年)に伴い、

農林水産省と日本有機農業研究会の照会文書を踏まえた「産消提携の場合」の有機農産物の表示の規制範囲と情報提供の範囲についての記述がある（直近の平成26年1月の版、問24-8）。

- (7) 1970年代の初頭、1974年頃から、関西では「食品公害を追放し安全な食べ物を求める会」と兵庫県の市島町有機農業研究会の「提携」、首都圏では「安全な食べ物をつくって食べる会」（東京都西東京市）と千葉県南房総市（旧三芳村）の三芳生産グループとの「提携」、埼玉県所沢市「所沢生活村」と山形県高島町の高島町有機農業研究会等との「提携」が始まっていた。それらの経験者や関係者が集まり話合った後に、一楽照雄によりとりまとめられた。

ちなみに、『土と健康』1979年2月号の一楽の説明書きによれば、「提携問題研究委員会第1回の会合を9月30日の夕刻に始めて、夜半まで意見を述べ合った。この意見を多辺田、築地両氏とわたしが取り纏めに当り、10月28日の第2回会合で検討し修正して大会に提出したのであり、築地氏が説明した。因みに提携問題研究委員会第1回会合に参加したのは中川信行、村上周平、和田博之、鈴木昇、金子美登、大平博四、白根節子、戸谷委代、唐沢とし子、浅井まり子、保田茂、多辺田政弘、築地文太郎、竹本洋二の各氏及びわたしであった。（常任幹事 一楽照雄記）」とある。

- (8) 吉川成美「URGENCI 第6回国際シンポジウム報告」（2016年2月20日に開催された「提携フォーラム」、日本有機農業研究会主催）による。併せて、エリザベス・ヘンダーソンの第6回国際シンポジウム報告（英文メール）も参考にした。
- (9) IFOAM『参加型保証システム（PGS）ガイドライン—どのようにしてPGSをつくり、機能させるのか—』（2008年）日本語版は、日本有機農業研究会により制作されている（PDF冊子）。
- (10) 改訂版の邦訳は、『CSA 地域支援型農業の可能性—アメリカ版地産地消の成果』家の光協会、2008年。
- (11) 保田茂『有機農業運動の到達点』スペースゆい、1994年

なお、梶渦俊子は、「提携」では生産者と消費者が直結することで農と食の現場をつなぎ、「相互の信頼を土台にして対等な新しい関係」が築かれたが、それを「生命共同体的関係性」（地縁・血縁関係にもとづく旧来の村落共同体とは異なり、身体性を

そなえた他者同士による、他者の生／生命への配慮・関心によって形成・維持される新しい関係性)と表現している。

- (12) 古沢広祐「有機農業の新たな意義と課題—日本と世界の将来展望」『農村と都市をむすぶ』No.768、2015年10月号で古沢は食・農・環境をめぐるパラダイム・レジームの対立という構図から世界の有機農業運動の新段階を論じている。
- (13) 有機JAS認定の取得者が3分の1ほどであることについての久保田論考は、注4と同じ。

